

群馬県の生活環境を保全する条例
(平成十二年群馬県条例第五十号)

(特定指定物質の適正な管理に関する指針)
第四十七条 県は、公共用水域に多量に排出されることにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、利水障害(水道水(水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第一項に規定する水道により供給される水をいう。)の供給又は水道原水(水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成六年法律第八号)第二条第二項に規定する水道原水をいう。)の取水に障害をきたすことをいう。以下同じ。)等の原因となる化学物質として規則で定めるもの(以下、「特定指定物質」という。)の環境への排出の削減に資するため、特定指定物質を取り扱う工場又は事業場における特定指定物質の適正な管理に関する指針を策定し、公表しなければならない。

(特定指定物質の適正管理計画及び取扱量の届出)
第四十八条 特定指定物質を取り扱う工場又は事業場の設置者で規則で定めるもの(以下「特定指定物質取扱事業者」という。)は、前条の指針に則して、特定指定物質の適正な管理を図るための計画を作成し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書に当該計画を添えて、知事に届け出なければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 工場又は事業場の名称及び所在地
三 取り扱う特定指定物質の名称
四 その他知事が必要と認める事項

群馬県の生活環境を保全する条例施行規則
(平成十二年群馬県規則第九号)

(特定指定物質)
第三十条の九 条例第四十七条の規則で定める化学物質は、次に掲げる物質とする。
一 ホルムアルデヒド
二 クロロホルム
三 アルミニウム及びその化合物
四 塩素酸及びその塩
五 臭素酸及びその塩
六 マンガン及びその化合物
七 鉄及びその化合物
八 銅及びその化合物
九 亜鉛及びその化合物
十 フェノール類及びその塩類
十一 一・三・五・七-テトラアザトリシクロ [三・三・
三・七
一・一] デカン (別名ヘキサメチレンテトラミン)

(特定指定物質取扱事業者)
第三十条の十 条例第四十八条第一項の規則で定める工場又は事業場の設置者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する工場又は事業場の設置者とする。
一 一の工場又は事業場において、その年度に製造し、貯蔵し、使用し、又は処理する一の特定指定物質の取扱量の合計の質量が、五百キログラム以上であること。
二 施設の破損その他の事故が発生した場合に、特定指定物質を含む水が当該工場又は事業場から公共用水域に排出されるおそれがあること。
(適正管理計画の届出)
第三十条の十一 条例第四十八条第一項の規定による届出は、工場又は事業場ごとに別記様式第十一号の四による届

2 特定指定物質取扱事業者は、規則で定める方法により、その事業活動に伴う特定指定物質の取扱量を把握しなければならない。

3 特定指定物質取扱事業者は、規則で定めるところにより、前項の規定により把握した取扱量を知事に届け出なければならない。

4 第一項の規定により届出をした特定指定物質取扱事業者は、その届出に係る特定指定物質の適正な管理を図るための計画若しくは第一項各号に掲げる事項を変更したとき、又はその届出に係る特定指定物質の取扱いを廃止し、その他特定指定物質取扱事業者に該当しなくなったときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

出書によってしなければならない。

2 前項の届出は、前条第一号及び第二号の要件に該当した日から起算して百二十日以内に行わなければならない。

(取扱量の把握)

第三十条の十二 条例第四十八条第二項の規則で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

一 その年度に取り扱う特定指定物質の質量を計測する方法

二 前号に掲げるもののほか、その年度に取り扱う特定指定物質の質量を的確に把握できると認められる方法

(取扱量の届出)

第三十条の十三 条例第四十八条第三項の規定による届出は、工場又は事業場ごとに別記様式第十一号の五による届出書によってしなければならない。

2 前項の届出は、特定指定物質取扱事業者に該当することとなった年度の翌年度の六月三十日までに行うものとする。それ以降、直近の届出を行った年度の取扱量と比較して百分の三十を超える割合となる取扱量の増減があったときも同様に前項の届出を行うものとする。

(届出事項の変更等の届出)

第三十条の十四 条例第四十八条第四項の規定による届出は、特定指定物質の適正な管理を図るための計画若しくは同条第一項各号に掲げる事項の変更又は同項第三号に規定する特定指定物質の取扱いの廃止の届出にあつては別記様式第十一号の六、特定指定物質取扱事業者に該当しなくなった旨の届出にあつては別記様式第十一号の七による届出書によってしなければならない。

2 前項の届出は、その事実が生じたときから三十日以内に行うものとする。ただし、特定指定物質の適正な管理を図るための計画に大幅な変更が生じる場合は、百二十日以内に行うものとする。

<再掲>

第四十八条 特定指定物質を取り扱う工場又は事業場の設置者で規則で定めるもの（以下「特定指定物質取扱事業者」という。）は、前条の指針に則して、特定指定物質の適正な管理を図るための計画を作成し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書に当該計画を添えて、知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 取り扱う特定物質の名称

四 その他知事が必要と認める事項

2 特定指定物質取扱事業者は、規則で定める方法により、その事業活動に伴う特定指定物質の取扱量を把握しなければならない。

3 特定指定物質取扱事業者は、規則で定めるところにより、前項の規定により把握した取扱量を知事に届け出なければならない。

4 第一項の規定により届出をした特定指定物質取扱事業者は、その届出に係る特定指定物質の適正な管理を図るための計画若しくは第一項各号に掲げる事項を変更したとき、又はその届出に係る特定指定物質の取扱いを廃止し、その他特定指定物質取扱事業者に該当しなくなったときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(任意の名称の付記)

第三十条の十五 特定指定物質取扱事業者は、条例第四十八条第一項の規定による届出又は同条第四項の規定による変更の届出に係る特定指定物質の使用その他の取扱いに関する情報が秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないものに該当する場合には、特定指定物質の名称に併せて任意の名称を付してこれらの届出をすることができる。

2 前項の規定により任意の名称を付して条例第四十八条第一項の規定による届出又は同条第四項の規定による変更の届出をした者は、同条第三項の規定による届出において、特定指定物質の名称に代えて前項の規定により付した任意の名称を用いることができる。

(特定指定物質取扱事業者の責務)

第四十八条の二 特定指定物質取扱事業者は、その事業活動において特定指定物質を適正に管理するよう努めなければならない。

(県の責務)

第四十八条の三 県は、特定指定物質取扱事業者が実施する特定指定物質の適正な管理に関する取組の支援に努めるも

のとする。

(普及啓発)

第四十八条の四 県は、利水障害等の原因となる化学物質の性状及び管理の方法並びに環境への排出の削減について県民の理解を深めるよう、普及及び啓発に努めるものとする。